

令和 8 年度 事業計画書

自 令和 8 年 4 月 1 日

至 令和 9 年 3 月 31 日

目 次

令和 8 年度 活動方針	1
事業計画内容	10
I 公益目的事業	10
II 収益事業	15
III 法人の運営	15

公益社団法人 全国子ども会連合会

東京都文京区大塚 6-1-14 全国子ども会ビル

令和 8 年度 活動方針

令和 7 年度の「子どもの体験活動による成長・子育てを支援・推進する議員連盟」会長遠藤利明様への要望書。（令和 7 年 5 月 1 4 日手交）

＜要望内容＞

- 1 日本中の子どもの高い水準で均衡のある体験活動機会の確保について
- 2 子ども会における指導者・育成者の社会教育人材としての活用について
- 3 地域学校協働活動における「子ども会」の位置づけについて
- 4 「子ども会」も参画する地域学校協働活動等におけるデジタル技術の活用について
- 5 家庭教育支援の更なる拡充について
- 6 こども家庭庁施策における子ども会の位置づけについて
- 7 都道府県・市区町村行政における子ども会の位置づけについて
- 8 子どもの交通安全について
- 9 子どもの登下校防犯対策について

＜これを受けての、文部科学大臣への提言書。＞

「子どもの体験活動による成長・子育てを支援・推進する議員連盟」会長遠藤利明様から文部科学大臣への提言書。（令和 7 年 6 月 3 日手交）

「子どもの体験活動による成長・子育てを支援・推進する議員連盟」は、令和 4 年 1 0 月 1 8 日に発足し、令和 7 年 4 月 1 日時点で 1 1 8 名の国会議員が参加している。我々は、「子ども会」をはじめ、子どもたちの体験活動を通じて地域の人々の生涯学習、居場所づくり、地域づくりに貢献している様々な地域活動自治組織の活性化を図り、日本中の子どもたちの心身共に健やかでウェルビーイングの向上を実現できる施策を講ずるべく活動している。

「子ども会」及び各市区町村・各都道府県・各地区ブロック等の子ども会連合組織は、子どもを中心に若者から高齢者までの様々な大人によって構成される最大の異年齢・異世代集団であり、各地域において自然体験、ボランティア体験、文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動、創作活動等の様々な体験活動を行う中で、地域社会に欠かせない存在となっている。

「全国子ども会連合会」は、昭和39年の発足から、『日本中の子ども達の真の成長と幸福のための子ども会』の理念のもと、各地域の「子ども会」の活性化を支援すべく、子どもを対象とした体験活動の推進、若者世代を対象とした研修、指導者・育成者による研究協議会、共済事業等、様々な事業を実施している。

近年では、急激な社会情勢の変化、少子化、コロナ禍等の影響を大きく受け、「子ども会」の会員数は年々減少の一途をたどっている。しかし、「子ども会」による活動は決して弱小化することなく、地域の「子ども会」による放課後子供教室・放課後児童クラブの運営や、地域防災・防犯・消防活動、地域文化の伝承活動等、時代の変化とニーズに合わせた発展的な活動を多岐に渡って行っている。

国の動きとしては、令和5年6月16日に閣議決定された第4期「教育振興基本計画」において、地域コミュニティを基盤とした生涯学習・社会教育によるウェルビーイングの向上や、地域や企業と学校等が連携・協働したリアルな体験活動の充実について推進していくことが示され、また、令和5年12月22日に閣議決定された「こども大綱」においては、「こども施策に関する重要事項」として、多様な遊びや体験、活躍できる機会づくりや、子ども会等の、地域における子ども・若者の居場所づくりの推進について示されている。

以上のことから我々は、子どもの成長・子育て支援や、生涯学習・社会教育の充実、地域における子ども・若者の居場所づくり、地域コミュニティ再生などにも大きく寄与する子ども会の重要性に鑑み、全国に再度拡充させ、子ども・地域を取り巻く諸課題の解決を目指すべく、下記の提言を行う。

記

1 日本中の子どもの高い水準で均衡のある体験活動機会の確保について

「子ども会」では、子ども自らの手による主体的な企画・運営のもとで行う様々な体験活動が行われており、次代の社会を担う新たな価値を創造する力、対立やジ

レンマを克服する力、責任ある行動をとる力等を身に付けることができる体験機会が日本中の各地域において提供されている。

令和５年度以降、『「子ども会」等の豊かな体験活動の機会が、家庭の経済状況等による格差なく、日本中の子どもたちに提供されるよう体験機会を確保するための予算の拡充等を講ずること。』という本議連から継続的に行っている提言の結果、民間団体等が実施する体験活動への支援の増額や対象が拡大される等大きな成果があったところである。引き続き、民間団体等が実施する体験活動への支援の充実を講ずること。

また、青少年教育施設は老朽化が進んでいる施設も多く、今後の存続が心配される。これらの施設が創設された時の意義は、体験活動の不足が叫ばれる現在において益々重要となっていることに鑑み、子どもの体験活動の更なる充実を図るためには必要不可欠な施設である。多様な体験活動が行われる場の確保のため、国及び地方公共団体等における青少年教育施設の運営強化を確実に講ずること。

２ 「子ども会」における指導者・育成者の社会教育人材としての活用について

「子ども会」では、「全国子ども会連合会」や各都道府県・各市区町村の子ども会連合組織において、ユース・リーダー（青年層）から高齢者までを対象に、体験活動等の青少年教育活動推進に係る研修会・研究協議会や、一定の基準に到達した指導者の認定事業が実施されており、指導者・育成者の人材育成の機会が提供されている。令和６年度には、「社会教育主事講習科目の履修に相当する水準を有すると認める学修に関する基準」が定められ、「全国子ども会連合会」が実施する「地域推進コーディネーター研修」が社会教育主事の講習における「生涯学習支援論」に相当する科目として、文部科学大臣により認定がなされたところである。

引き続き、社会教育に関する民間資格の取得に係る学修が社会教育主事講習における相当する科目として活用されるよう、本基準について広く周知すること。

また、職を持ちながら地域活動に尽力している者が積極的に社会教育主事講習を受講し、社会教育士の称号を得られるよう、受講希望者の実情に配慮し、ICTの活用や、WEB講座等、講習のオンライン化に向けた取組の拡充等施策を講ずること。

3 地域学校協働活動における「子ども会」の位置づけについて

コミュニティ・スクールと併せて一体的に推進されている、地域と学校が連携・協働して行う学校内外における活動である地域学校協働活動について、その推進体制である地域学校協働本部の整備が進められている。今後、地域学校協働活動を更に充実させていくに当たっては、コーディネート役を担う地域学校協働活動推進員等の配置充実と併せ、地域学校協働本部の構成員であり学校のカウンターパートである、保護者・PTA や「子ども会」、消防団など学校に関わる地域の育成者たちの側がより自主的・主体的に関わるような地域学校協働本部の運営が求められる。これによって、地域と学校が真にカウンターパートとしてコミュニティ・スクールと一体的に推進される地域学校協働活動の実践につながるだけでなく、学校・教師の負担軽減にもつながる。「子ども会」は、地域側の活動主体として地域学校協働本部の運営に中心的な役割を果たすことが期待されることから、このような取り組みを実践する都道府県及び市町村と「子ども会」との新たな活動や取り組みに対して支援を講ずること。

4 「子ども会」も参画する地域学校協働活動等におけるデジタル技術の活用について

上記3にもあるとおり、地域学校協働活動の充実に向けては「子ども会」をはじめとする関係団体の積極的な参画が期待される。それらの団体の構成員を含め、幅広い地域住民等の参画を得て多様な活動を継続的かつ円滑に実施するためには、所要の連絡・調整（コーディネート）に当たりデジタル技術を活用することが効果的であると考えられる。

また、体験活動を推進するためには、「子ども会」を含む地域で活躍する団体が提供する体験活動がポータルサイトから、誰でも容易に入手することができるようにすることが大切だと考えられる。

このようなデジタル技術の活用を推進するために、必要な措置を講ずること。

5 家庭教育支援の更なる拡充について

「子ども会」は、地域に住む子どもを主たる会員として「子どもによる子ども会活動」を実践してきた。こうした活動は、子ども会の指導者と子どもをもつ親（父母）はもちろんのこと、地域に住むすべてのおとなの人々である育成者によって支えられてきた。そのため、子ども会活動の中には、子育てに関する意見を聴取し、家庭教育に関する研修会の機会を設けることで、家庭教育の支援も行っている。

また、熊本県においては、全国に先駆けて「くまもと家庭教育支援条例」を制定し、家庭教育支援に取り組み、家庭教育を支援する体制が整えられている。

地域全体で家庭教育を支え、地域の実情に応じた家庭教育支援を行う体制を構築する必要があることから、こうした「子ども会」等の団体がおこなう家庭教育支援活動を支援する都道府県・市区町村に対しての予算措置の拡充を検討すること。

6 こども家庭庁施策における「子ども会」の位置づけについて

「子ども会」では、家庭の経済状況等に関わらず、その地域に居住する全ての子どもを対象として、地域住民の見守りのもと、幼児・小学生・中学生・高校生年齢相当の子どもたちがそれぞれの特性を発揮しながら安心安全に様々な体験活動をすることができる身近な居場所を、子どもたちが居住する地域において提供している。

こうした実態を踏まえ、こども大綱に重要事項として示されている、「遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着」、「こども・若者が活躍できる機会づくり」、「居場所づくり」等の推進施策に、「子ども会」等の団体が果たすべき役割を明確に位置づけ、「子ども会」役員等が、こどもの居場所づくりをコーディネートする事例の発掘・普及を図るなどの積極的な登用等の地域全体で子どもの居場所づくりを推進するための必要な措置を講ずること。

また、「子ども会」は、仲間と活動を共有することによって、その子およびその子が参加している集団の、より望ましい成長を意図したコミュニティ活動であり、異学年で構成される10名程度の「班」を中心とした話し合い活動によって行事運営を子どもの手によって進めている。

「こどもまんなか」を掲げるこども家庭庁においては、「こども意見ファシリテーター」養成講座を開催するなどの全国的に子ども・若者が安全・安心な環境で発言できる環境の整備を推進するに当たって、「子ども会」等の団体が果たすべき役割を、明確に位置付けること。

家庭の孤独化・孤立化や地域の教育力の低下等が課題となる中、地域の協働による子育て・子育て環境づくりを推進するため、「子ども会」等の団体と行政、子育てサークルや民生・児童委員など地域が一体となって子どもを育てる気運がより一層高まるよう措置を講ずること。

7 都道府県・市区町村行政における「子ども会」支援施策・体制整備について

「子ども会」は、各地域において、子ども・保護者世代にとって地域活動の入り口としての役割を果たしており、子ども・保護者世代を中心に、子どもの健全育成という明確な目的のもとで様々な異年齢・異世代の地域住民・地域コミュニティの共感、協力を得ながら地域による運営・活動が行われている団体である。

かつては、各都道府県・市区町村における子ども会連合組織の多くは、各地の教育委員会や首長部局と密接に連携し、行政の支援のもとで様々な体験活動の機会、社会教育・生涯学習の機会、人々の居場所を提供してきた。

「子ども会」は、地域コミュニティの核としての機能をもち、自治会・町内会、民生委員・児童委員、社会福祉団体、消防団、婦人会、青年団、老人クラブ等の地域住民・地域コミュニティによる地域ネットワーク構築に際して中心を担うことが期待され、実際、少年消防クラブ等、他団体との連携活動による地域活動の活性化等の成功事例も数多くある。

しかし、近年、都道府県・市区町村行政において、これまで社会教育関係団体の育成を担ってきた社会教育主事の未配置自治体の増加をはじめ、「子ども会」等への支援に減少が進み、子どもの体験活動等や様々な地域住民による地域活動の地域間格差が急速に拡大している。

これらの現状に鑑み、現在国で議論されている社会教育のあり方において、地域の人材育成や指導を担う社会教育主事の配置や社会教育士のネットワーク化を含め

た社会教育行政等の体制強化に向けて検討すること。さらに、各都道府県・市区町村では、「子ども会」関係者の意見を聴取しながら、当該自治体において「子ども会」が従来果たしてきた役割や今後「子ども会」が果たすことができる役割を分析し、都道府県こども計画・市町村こども計画及び教育振興基本計画等に「子ども会」が明確に位置づけられるようその支援・育成を担う体制を整備するよう措置を講ずること。

また、「子ども会」等担当部署の設置等により、「子ども会」等の地域の多様な主体が連携促進を図りやすい環境づくりに向けた適切な支援が行われ、地域活動が活性化されるよう、都道府県・市区町村への様々な支援措置を講ずること。

8 子どもの交通安全について

「子ども会」の指導者・育成者は、それぞれの地域において、学校や他地域コミュニティと連携しながら、行政による通学路合同点検実施や、交通安全を普及・啓発する運動へ継続的に参加・協力しており、さらには、「子ども会」による、子どもと地域住民とで行う通学路の危険箇所点検や、交通安全教室の実施、地域を巻き込んだ交通安全啓発活動等が各地で行われ、子どもたちをはじめとした地域住民の交通安全・交通事故防止に多大な貢献をしてきた。

令和3年6月に千葉県八街市において発生した極めて痛ましい事故を契機に、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁の連携により要請され、実施された通学路の緊急合同点検においては、地域、学校、道路管理者、警察等の様々な視点から対策必要箇所が抽出され、ハード・ソフト両面による対策が行われつつあり、評価できる。

日本中の子どもたちが安心安全に暮らすことができる交通安全のまちづくりの実現に向けて、より一層「子ども会」等の団体との連携を密にしながら、通学路合同点検等の施策や、交通安全の広報・啓発運動のさらなる活性化に向けた施策を講ずること。

また、通学路の合同点検等の結果を踏まえ、その改善のために必要な予算を関係省庁と連携して確保し、引き続き継続して対策を講ずること。

9 子どもの登下校防犯対策について

「子ども会」の指導者・育成者は、それぞれの地域において、地域の子どもは地域で守るという観点から、警察、教育委員会・学校、自治体や他地域コミュニティと連携し、意見交換・調整を行いながら、子どもたちの登下校の防犯にむけて環境の整備・改善に取り組んできた。

平成30年5月、新潟県新潟市において発生した痛ましく許しがたい事件や昨今の犯罪情勢を受け、登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議によって取りまとめられた「登下校防犯プラン」をもとに、登下校時における防犯対策の推進に当たって関係省庁が横断的に取り組んできた、地域における連携の強化施策、通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善施策、不審者情報等の共有及び迅速な対応、多様な担い手による見守りの活性化施策、子どもの危険回避に関する対策の促進施策については、評価できる。

日本中の子どもたちが安心安全に登下校できるように、より一層「子ども会」等の団体との連携を密にし、防犯対策に関する「地域連携の場」構築の積極的な推進を行い、多様な担い手による見守りのさらなる活性化に向けた施策を講ずること。

また、通学路合同点検を踏まえ、防犯カメラの設置に関する支援、IC タグやスクールバスの活用による登下校の安全確保施策等の必要な予算を関係省庁と連携して確保し、引き続き継続して対策を講ずること。

加えて、「子ども会」の指導者・育成者は、日ごろから、都道府県・市区町村の教育委員会及び警察等と連携しながら地域における子どもたちが安心安全に登下校することができるよう、登下校時にあわせて通学路の見回りを行ったり、夜間等にコンビニエンスストア、大型ショッピングモール等の巡回をしたりするなどの防犯に寄与している。

中には、都道府県が運営する防犯アプリ等を活用しながら、「子ども会」役員等においては、パトロール内容等の情報を日々共有しており、子どもにおいては防犯ブザーや直接警察に連絡ができる機能が備わっており、防犯効果が高まっている。

については、「子ども会」等による子どもの防犯活動の維持、活性化にむけて都道府県・市区町村がおこなっている事業に対し、好事例の情報提供や予算措置の検討

など適切な措置を講ずること。

提言書の内容を事業の中心テーマとして、令和8年度の事業を推進してまいります。

- 1 日本中の子どもの高い水準で均衡のある体験活動機会の確保について
- 2 「子ども会」における指導者・育成者の社会教育人材としての活用と育成について
- 3 地域学校協働活動における「子ども会」の位置づけについて
- 4 「子ども会」も参画する地域学校協働活動等におけるデジタル技術の活用について
- 5 様々な施策における「子ども会」の位置づけについて
- 6 都道府県・市区町村行政における「子ども会」の位置づけについて
- 7 子どもの交通安全・防犯・防災について

令和8年度 事業計画内容

I 公益目的事業 (連合会事業・共済事業)

1 指導者及び育成者相互の連携事業

(1) 第59回 全国子ども会育成中央会議・研究大会

- 日 程： 令和8年11月21日(土)～22日(日)
- 会 場： 大阪府(シェラトン都ホテル大阪・清風学園)
- 参加費： 1,000円(情報交換会費、宿泊旅費は参加者負担)

(2) 子どもの体験活動推進研究会

令和7年度に引き続き全国子ども会連合会会長の諮問機関として、現課題と中長期的課題に取り組む。

(3) 子どもの体験活動推進部会

子どもの体験活動推進研究会のグループ代表者と執行理事によって構成される。
全国的な視点で、具体的な対応策を企画立案し、事業として実施することで、子ども会の発展に寄与することを目的とする。

(4) 地区子ども会育成研究協議会(子どもの体験活動フォーラム)

指導者・育成者の情報交換、協議の場として開催し、子どもの体験活動の振興に資するとともに、地域の発展、諸課題に取り組む。

資金的には、全子連の負担金を行わないので、地区でゆめ基金を活用できるよう工夫し、実施計画申請・実施後の請求申請については、全子連がバックアップしていく。

2 子ども会活動の指導及び育成事業

(1) ジュニア・リーダーの指導・育成

① 全国ジュニア・リーダー研修会

- 日 程： 令和8年10月10日(土)～12日(祝月)
- 会 場： 川崎市青少年の家
- 参加対象： 高校1年生～高校3年生(相当)
- 参加人数： 100名(別にスタッフ20名)
- 引率者： 別にプログラムを用意し、全子連の活動の理解を深めていただく講習参加を必須とする。
- 参加費： 6,000円(食費、宿泊費など)

* 参加のための交通費の助成は今年度より行わない。

② 地区子ども会ジュニア・リーダー研修会

地区ごとに中学生・高校生年齢相当を対象とする研修会を開き、研修、情報交換等を行うことにより、ジュニアリーダーの資質向上を図る。

資金的には、全子連の負担金を行わないので、地区でゆめ基金を活用できるよう工夫

し、実施計画申請・実施後の請求申請については、全子連がバックアップしていく。

(2) 全国子ども会連合会表彰

子ども会ならびに子ども会活動の指導または育成に従事した個人、及び団体等に対して、その業績を讃え、今後の一層の活躍を期待し、全子連表彰規程に則り顕彰する。

①対 象： 単位子ども会、ジュニア・リーダー組織、ユース・リーダー組織、指導者・育成者、育成組織、指導者組織、奨励賞

②令和8年度表彰選考会

○選考日程： 令和8年7月開催執行理事会

○推薦締切日： 令和8年5月20日（水）

③第59回全国子ども会連合会育成中央会議・研究大会において開催予定の表彰式祝賀会に参加する被表彰者の参加費用等を全子連が負担する。

3 講習認定事業

(1) JL 講習認定事業

地域子ども会活動のジュニア・リーダー育成を目的とし、講習・認定事業を行う。

○ジュニア・リーダーの認定及び登録

- ・対 象： 中・高校生年齢相当（初級、中級、上級）
- ・講習内容： 全子連発行「Step Up for Junior Leader's」を使用し、所定の研修基準を修了後、認定する。
- ・教材の販売： 「Step Up for Junior Leader's」を販売する。
- ・認定カード： 希望者には有料にて認定カードを発行する。

(2) 総括的指導者養成・認定事業

総括的指導者の養成を目的とし、研修実施と認定事業を行う。

(3) 子ども会地域推進コーディネーター研修（社会教育士養成研修）

社会教育士を輩出するための講座として、文部科学省と連携して運営する。

4 資料の刊行情報提供事業

(1) ホームページの充実とインターネットの活用

「@kodomokai.or.jp」を利用したホームページの充実を図り、一般ユーザーや全国の単位子ども会、市区町村子連、都道府県・指定都市子連向けに、子ども会の事業内容の紹介や情報提供を行う。

会員相互の情報共有化、ネットワーク網の確立を推進し内容の充実を図る。

(2) 都道府県・指定都市子連のホームページの作成と充実

平成25（2013）年度より推進してきている「@kodomokai.or.jp」を利用したホームページについては、これまでどおり、全子連が作成を援助し、作成費用、維持費等は全子連が負担する。

情報提供の一つとして、ホームページの運用は必要なものであり、全ての都道府県・指定都市子連がホームページの積極的な運営ができるように支援する。

(3) 情報収集・提供

全国の子ども会に関するデータについて、情報の管理に十分な配慮をしつつ、ホームページにも掲載し、情報を共有する。

5 企業・団体等連携事業

(1) 協賛事業の展開

①子ども会推奨マーク制度の推進

子どもたちの健全な育成に寄与する企業の商品、サービスについて全国子ども会連合会が推奨するマークの使用を認定する。

これにより、一般のユーザーにも子ども会の認知度を高めることも狙いとし、子ども会のPR活動の一翼を担う。

③ 企業の社会貢献事業との連携

地域課題の解決等、社会貢献について積極的な活動を行っている企業との連携を図り、具体的な協働を推進する。

(2) 社会教育団体として他の青少年関係団体等との連携を図る。

(3) SDG s の課題について研究する

(4) ティーチャーズネットワーク

子ども会に関わっている学校関係者等がそれぞれの実践やアイディアを交流することによって、今後目指すべき学校と地域の協働の仕組みづくりや進め方を提起する。学校教育の仕組みや現状を理解している関係者等が力を合わせ、子どもたちの真の幸せを実現する環境づくりを目指していく。

6 助成金事業

(1) ゆめ基金事業

諸事業に可能な範囲で活用する。全国で活用できるように、事務対応要領を含め広報していく。

(2) 通常寄附金の募集

子ども会関係者をはじめ広く一般に通常寄付金の募集活動を行う。

(3) ソフトバンクグループ「つながる募金」の利用

ソフトバンクグループが用意している募金プラットフォーム「つながる募金」を利用し、寄附者に対する寄附のしやすい環境を整える。

7 賠償責任保険事業等

(1) 損害賠償責任保険

○保険会社: あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

○保険契約者: 公益社団法人全国子ども会連合会

○保険料: 全子連運営費から支出

○補償内容:

「子ども会活動中」の事故により、単位子ども会、各段階の連合組織の指導者・育成者等の主催者や共済事業の被共済者が、第三者を死傷させた場合や、またはその財物に

損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する。

8 共済事業

1. 共済

- (1) 従来からの安全共済会を主契約として、引き続き加入促進を図る。
- (2) 会員増強のための全国的な取り組みを推進する。
- (3) 本格的に放課後安心プランを取り扱います。加入対象者は、放課後子供教室、放課後児童クラブおよびそれらに準ずる団体に所属する子どもと指導者です。
- (4) 共済金の額
共済規程を参照ください。
- (5) 業務委託
全子連は業務委託契約に基づき各県・指定都市子連等へ共済関連業務を委託する。
- (6) ネット加入手続きの推進
本年度（令和8年）よりネット加入手続きを完全実施する。
単位子ども会でやむを得ない事情がある場合は、紙ベースの業務も可とする。
- (7) 事故審査及び支払い
審査については、審査委員会設置規程に基づく審査委員会が行う。共済規程に基づいた公正な審査が行われるよう、PTA・青少年教育団体共済法、保険法その他関係法令について、職員及び役員、審査委員への研修を行う。
- (8) システム対応
現在導入しているシステムのより一層の充実を図り、加入状況（加入申込書、名簿等）や事故支払状況等の県・市子連とのデータ共有と、共済規程に基づいた効率的な共済事業の運営を推進する。
- (9) 健全な共済事業の運営
全子連は役職員、また県・市子連に対しても、PTA・青少年教育団体共済法及び施行規則、監督指針で求められているリスク管理や、審査基準・マニュアルについての研修を随時行い、健全な共済事業の運営に努める（地区育成研究協議会、中央会議・研究大会においても研修会を行う）。安全教育の推進と事故状況の分析、事故の減少に役立つ情報の提供、子ども会会員（被共済者）の増加を推進する。

2. 安全啓発

- (1) 安全普及啓発活動について
令和5年度に安全普及啓発検討委員会にて見直しを図り、理事会にて承認された規程等により、従来以上に充実した安全普及啓発活動を推進する。
 - ① 子ども会安全啓発ファシリテーター養成講習会
安全啓発ファシリテーター認定規程に基づき、指導者を養成するとともに、その資質の向上を図り、子ども会活動の安全に資する。
 - ② 防災・防犯
子ども会活動中に地震などの災害が発生した場合の対応（誘導手順、避難場所、緊急

時連絡方法、応急処置など）について、専門家、消防機関などと連携し、防災教育を進める。

特に防災マップ作りに重点を置き、地域での防災対策を進める。

また、地域の安全のための環境整備・人的な繋がりにより、防犯対策を進める。

③ スポーツ競技の練習や大会での事故防止

各分野での専門家と連携し作成した、競技中の怪我防止対策マニュアル及びその指導書を活用して、スポーツ競技の練習や大会での事故防止を積極的に推進する。

④ 交通安全

専門家、警察機関と協議・検討し、自転車の乗り方や普段からの交通安全を考慮した交通安全指導により、子ども会活動はもとより日常における交通事故の減少を図る。

⑤ 子ども会安全啓発ファシリテーターにより、日々の活動の中で事故防止を推進する。

※上記5つに関する安全普及啓発活動について、助成金を支給する。

助成金として各県（市）子連及び各地区（定款の理事選出基準）に安全普及啓発活動に要した実費（10万円を限度）を支給する。（子ども会安全啓発指導者養成講習会の講師謝金は除く）

⑥ 事故調査研究事業

重大な事故（後遺障害、死亡事故等）の発生、または事故件数が多い県・市子連については、審査委員が該当県・市を訪問し原因、問題点の把握と改善のための諸方策を県・市子連と協同で研究しその対策に当たる。

重大事故については、データを共有化し今後の活動の注意点として活用する。

（2）地域安全啓発委員会

日本中の子どもたちが安心安全に暮らすことができる交通安全・防犯のまちづくりの実現に向けて、より一層「子ども会」等の団体との連携を密にしながら、通学路合同点検等の施策や、交通安全の広報・啓発運動・防犯活動・防災活動などのさらなる活性化に向けた施策を講ずるために、委員会を設置し関係する団体と連携を図る。

<その他>

事務担当者研修の開催

事務局業務全般について、効率の良い事務を遂行できるように研鑽を積める内容とします。

○日 時： 令和8年4月15日（水） 13時～16時間

○開催方法： Web 会議システムでの開催とする。

○内 容： ・子ども会とへの理解
・令和8年度の全子連の事業について
・共済事業の運営、事務取り扱いについて
・コンプライアンスについて
・その他

Ⅱ 収益事業＜収 1 事業＞ (ビル管理事業)

当会が所有する全子連ビルの賃貸収入及び管理事業

(1) 賃貸収入

- ①NPO法人東京都子ども会連合会 (全子連ビル4階部分)
- ②IMF 株式会社 (全子連ビル5階部分)

(2) 費用

- ①エレベーター保守点検費用 (公益事業会計にも按分)
- ②ビルの修繕管理費用

(3) ビルの建替工事資金の積立について

- ①建替準備資産として、減価償却費相当額を積み立てる。
(公益目的事業按分額については、公益目的事業会計で積み立てる)

Ⅲ 法人の運営 (管理部門)

正会員の会費及び、子ども会運営費の一部 (2 円) を収入源とし、法人の運営に関わる管理費を計上する。

新しい公益法人会計基準への改正等運用面での変更が本年度より始まります。大きな改正であり、当年度の対応はいたしません。来年度からの対応のために、1 年かけて準備を進める。法律に則った健全な運営と、より一層の役員の役割と責任分担の明確化、内部統制の強化と整備が求められる。

(1) 政策委員会・財務委員会

① 任務

議員連盟に対して政策提言をしていくため、理事会の諮問機関として、諸政策を理事会に提言する。

② 構成

会員や学識経験者で構成し、10 名程度とする。

③ 運営に関して

- ① 期間は、令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月とする。

- ② 委員会開催について

年 4 回程度を基本として、必要に応じて開催する。

(2) 顧問との連携

令和 7 年度に依頼しました 6 名の方との連携を強化し、活動方針の具体化を図る。

(3) 組織、事務局執行体制の整備と強化

公益法人としての健全な運営を目的に、役員、職員の配置及び強化を進めるため、随時役職員の研修を行う。県・市子連との関係、情報の共有を図るため、引き続きホームページの刷新、システムの構築を進める。また、関係法令や内部規定に基づき、内部監査や情報公開が適正に行われるよう推進する。

(4) 総会の開催

令和8年度 定時総会

○日 時： 令和8年5月26日（火）予定（4月23日に最終決定）

○場 所： 議員会館（予定）

○内 容： 令和7年度事業報告ならびに決算報告、監事監査報告、役員改正
令和8年度事業計画ならびに予算報告その他

(5) 理事会

開催日時は未定。

(6) 執行理事会

※必要に応じて適宜開催する

(7) 内部監査の実施

※令和8年9月実施予定

(8) コンプライアンス委員会

※令和8年9月開催予定